

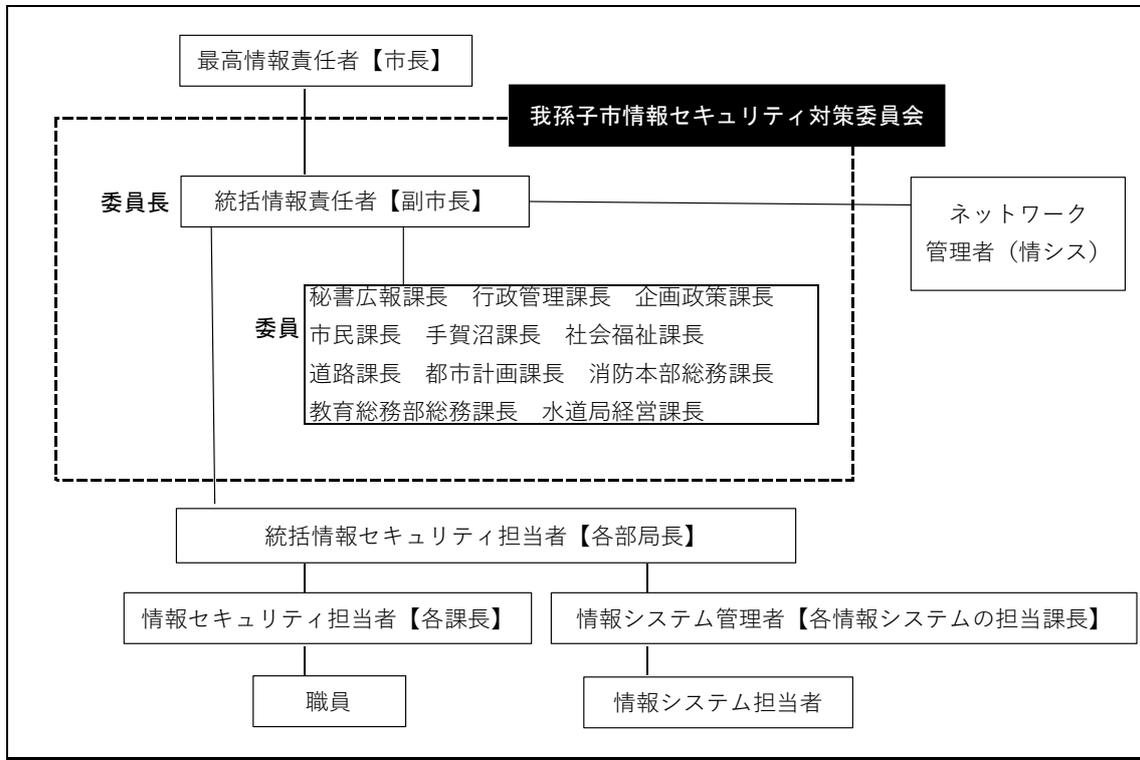
我孫子市情報セキュリティ対策委員会委員の変更について

総務省では、地方公共団体におけるデジタル化の動向や令和3年7月の政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準の改定を踏まえて、令和4年3月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定しました。

市においても、情報セキュリティ対策の徹底を図るため、国のガイドラインを参考に、今年度、我孫子市情報資産保全対策方針（我孫子市情報セキュリティポリシー）の見直しを行っていきます。

この情報資産保全対策方針の見直しに当たり、当該方針を審議する我孫子市情報セキュリティ対策委員会は、市の情報セキュリティの重要事項を取り扱う機関であることから、当該委員会の構成委員を庁議構成員に変更し、委員長を市長に、副委員長を副市長とするため、情報セキュリティ対策委員会設置要綱の一部を改正したものです。

現行体制（点線枠内）



新体制（点線枠内）

